

（ 令和 3 年 1 1 月 2 2 日 ）
議 会 運 営 委 員 会 決 定

「墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題」検討結果

(優先度C2)	
検討課題	決算審査結果の予算への反映
議会基本条例の条文	なし
具体的な運用方法等	<p>1 委員間討議報告書の作成 決算に対する議会の評価として、決算特別委員会において各会派等が合意した内容を記載した「委員間討議報告書」を作成し、議長を通じて区長に提出するものとする。</p> <p>2 具体的な作成・提出方法 (1) 決算特別委員会における決算審査の中で、各会派等で共通した意見等があれば、委員長はこれを取りまとめ、委員間討議を通じて合意形成を図る。 (2) 合意した内容について委員間討議報告書を作成することについて委員会決定を得る。 (3) 委員長において委員間討議報告書を作成し、議長に提出する。 (4) 議長は、提出された委員間討議報告書を区長に送付する。</p> <p>3 備考 (1) 委員間討議報告書の記載事項については、決算特別委員会で形成された意見であることを踏まえ、区長はこれを尊重するものとする。 (2) 委員間討議報告書は事実上の報告書であり、義務的に予算への反映を求めるものではないことから、これに対する回答は求めないものとする。</p>
その他	